

- 《里兆法律资讯》由里兆律师事务所编制（请以中文内容为准，日本語译文仅供参考），未经书面许可，不得转载、摘编等；
 - 关于《里兆法律资讯》的订阅与反馈说明、版权声明及免责声明，以及里兆律师事务所的联系方式等内容，详见里兆律师事务所网站的[订阅规则](#)；
 - 如果您想阅读《里兆法律资讯》的以往内容，请访问里兆律师事务所网站中的[“里兆法律资讯”](#)栏目；
 - 如果您有任何意见与建议或者您没有收到或希望不再收到《里兆法律资讯》，请与我们联系。
- 「里兆法律情報」は里兆法律事務所が作成したものであり(中国語の内容が原文であり、日本語訳は参考用とします)、書面での許可なしに、転載、編集等してはなりません。
 - 「里兆法律情報」の購読とフィードバックの説明、著作権声明及び免責声明、里兆法律事務所の連絡方法等の内容は、里兆法律事務所ウェブサイトの[受信にあたってのお願い](#)をご覧ください。
 - 「里兆法律情報」のこれまでの内容をご覧になりたい場合は、里兆法律事務所ウェブサイトの[「里兆法律情報」](#)の欄をご覧ください。
 - ご意見やご提案等ございましたら、或いは「里兆法律情報」を受信できていない又は受信をご希望されない場合には、私共にご[連絡](#)ください。

[illegible]

Issue 133・2008/12/06～2008/12/12

目录

(点击目录标题,可转至相应主文;点击主文标题,可返回目录。)

一、相关新法令与新政策

- 关于进一步简化和规范外商投资行政许可的通知..... 2
- 关于《上海市鼓励跨国公司设立地区总部的规定》若干实施意见..... 2
- 关于办理印有企业名称发票变更缴销手续问题的批复..... 3
- 关于外国政府等在我国设立代表机构免税审批程序有关问题的通知..... 3
- 关于加强非居民企业来源于我国利息所得扣缴企业所得税工作的通知..... 3
- 关于跨地区经营外商独资银行汇总纳税问题的通知..... 4
- 关于高新技术企业 2008 年度缴纳企业所得税问题的通知..... 5
- 关于银行建立小企业金融服务专营机构的指导意见..... 5
- 关于印发《商业银行并购贷款风险管理指引》的通知..... 5

二、相关新信息

- 商务部反垄断局负责人就经营者集中反垄断审查有关问题答记者问..... 6
- 中国将允许在华外资银行在银行间市场交易债券..... 7
- 2009 年经济工作五大重点..... 7
- 关于在治理商业贿赂专项工作中推进市场诚信体系建设的意见..... 8
- 简析商业贿赂的刑事责任及相关法律..... 9

目次

(目次のタイトルをクリックすると該当する本文が表示されます。本文中のタイトルをクリックいただくと目次に戻ります。)

一、関連する新法令と新政策

- 外商投資行政許可を一層簡略化し規範化することについての通知..... 2
- 「上海市が多国籍会社による地域本部設立を奨励する規定」についての若干の実施意見.. 2
- 企業名称が印字された伝票の変更・無効返上
手続を行うことについての返答書..... 3
- 外国政府等による中国における代表機関設
立の免税審査許可手続についての通知..... 3
- 非居民企業の中国を源泉とする利息所得か
ら企業所得税を控除する業務を強化すること
についての通知..... 3
- 地域を跨ぎ経営する外商独資銀行の集計納
税についての通知..... 4
- ハイテク企業 2008 年度企業所得税納税につ
いての通知..... 5
- 銀行が小型金融サービス専門取扱機関を設
立することについての指導意見..... 5
- 「商業銀行買収合併貸付リスク管理指針」を
印刷配布することについての通知..... 5

二、関連する新情報

- 商務部独占禁止局責任者が事業者の集中の独占禁止審査について記者からの質問に回答した.. 6
- 中国は中国における外資銀行が銀行間市場で債券を取引することを認める..... 7
- 2009 年経済作業 5 大重点項目 7
- 商業賄賂個別業務を整備する中で市場誠実信用体系の確立を推進するについての意見... 8
- 商業賄賂の刑事責任及び関係法律の簡潔な分析..... 9

一、相关新法令、新政策

● 关于进一步简化和规范外商投资行政许可的通知

【发布单位】商务部
 【发布文号】商资函〔2008〕21号
 【发布日期】2008-08-26
 【实施日期】2008-08-26
 【提示】根据该通知：

审批事项	审批部门
根据规定由商务部批准设立的外商投资企业，其有关非实质性变更（包括外商投资企业名称变更、投资者名称变更、同一城市经营地址变更、董事会人数变更、符合法律规定的经营期限变更）的审批。	由商务部委托省级商务主管部门审批，省级商务主管部门批准后，将批复和批准证书复印件报商务部备案。
原由商务部批准设立属于限额以下的外商投资企业（投资性公司、涉及专项规定、特定产业政策和国家宏观调控行业的外商投资企业除外），其变更事项的审批。	由省级商务主管部门审批，并报商务部备案。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/f/200812/20081205949575.html>

● 关于《上海市鼓励跨国公司设立地区总部的规定》若干实施意见

【发布单位】上海市人民政府办公厅
 【发布文号】沪府办发〔2008〕50号
 【发布日期】2008-12-03
 【提示】该实施意见主要包括：

资助与奖励	开办资助	在上海市新注册及新迁入上海市的以投资性公司形式设立地区总部的，可获得500万元人民币资助（自注册或迁入的年度起，分三年按40%、30%、30%的比例获得）。
	租房资助	在上海市新注册及新迁入上海市的跨国公司地区总部，可获得以下资助： - 租赁自用办公用房的，按1000平方米办公面积、每平方米每天8元人民币租金的30%标准，每年获得租房资助，资助期为三年； - 购建自用办公用房的，按租房资助的同等标准的三年总额一次性获得资助。

一、関連する新法令、新政策

● 外商投資行政許可を一層簡略化し規範化することについての通知

【発布機関】商務部
 【発布番号】商資函〔2008〕21号
 【発布日】2008-08-26
 【施行日】2008-08-26
 【コメント】本通知によると次の通りである。

審査許可事項	審査許可部門
規定に基づき商務部が設立を許可する外商投資企業の、その実質的でない変更事項（外商投資企業の名称変更、投資者名称変更、同一都市での経営場所変更、董事会人数変更、法律規定に合致する経営期限の変更を含む）に関する審査許可。	商務部が省級商務主管部門に審査許可を委譲し、省級商務主管部門より許可後の回答書と批准証書のコピーを商務部に届け出る。
もともと商務部が設立を許可する限定額以下の外商投資企業（投資性会社、個別規定、特定産業政策と国家のマクロコントロール業種に係わる外商投資企業は除外とする）の変更事項に関する審査許可。	省級商務主管部門が審査許可し、かつ商務部に届け出る。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/f/200812/20081205949575.html>

● 「上海市が多国籍会社による地域本部設立を奨励する規定」についての若干の実施意見

【発布機関】上海市人民政府弁公庁
 【発布番号】滬府弁発〔2008〕50号
 【発布日】2008-12-03
 【コメント】本実施意見の主な内容は次の通りである。

経済補助とインセンティブ	設立の経済補助	投資性会社の形式で地域本部を上海市で新規登録し、及び上海市に新規転入する場合、500万人民元の経済補助を獲得することができる。（登録し又は転入した年度から、3年間で40%、30%、30%の比率に分割して獲得する。）
	不動産賃貸の経済補助	上海市に新規登録し、及び新規転入した多国籍会社の地域本部は、次の経済補助を獲得することができる。 - 自社使用のオフィスを賃貸する場合、1000平米の面積、1平米あたり8人民元の賃貸料の30%の基準で、毎年、不動産賃貸に関する経済補助を獲得し、経済補助の獲得期間は3年である。 - 自社使用のオフィスを購入し・建設する場合、不動産賃貸の経済補助と同基準の3年間の総額にて、経済補助を一括して獲得する。

奖励	在上海市经商务部认定为国家级跨国公司地区总部，且年营业额符合规定标准的，可获得以下奖励： - 自认定年度起年营业额首次超过10亿元人民币的投资性公司，可获得1000万元人民币奖励； - 自认定年度起年营业额首次超过5亿元人民币的管理性公司地区总部，可获得500万元人民币奖励。 ※备注：上述奖励分三年按40%、30%、30%的比例获得。
----	---

【相关法令全文】请点击以下网址查看：
 关于《上海市鼓励跨国公司设立地区总部的规定》若干实施意见
<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/userobject26ai16810.html>
 上海市鼓励跨国公司设立地区总部的规定
<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node2404/node20397/node20398/userobject26ai15694.html>

インセンティブ	上海市において、商務部より国家級多国籍会社地域本部と認定され年間営業額が所定の基準に適合する場合、以下のインセンティブを獲得できる。 - 認定された年度から営業額が最初に10億人民元を超えた投資性会社は、1000万人民元のインセンティブを獲得できる。 - 認定された年度から営業額が最初に5億人民元を超えた管理性会社の地域本部は、500万人民元のインセンティブを獲得できる。 ※備考：上述のインセンティブは3年間で40%、30%、30%の比率に分割して獲得する。
---------	--

【関係する法令全文】下記のURLをクリックしてください。
 「上海市が多国籍会社による地域本部設立を奨励する規定」についての若干の実施意見
<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/userobject26ai16810.html>
 上海市が多国籍会社による地域本部設立を奨励する規定
<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node2404/node20397/node20398/userobject26ai15694.html>

- 关于办理印有企业名称发票变更缴销手续问题的批复

【发布单位】国家税务总局
 【发布文号】国税函〔2008〕929号
 【发布日期】2008-11-19
 【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/8693402.html>

- 企業名称が印字された伝票の変更・無効返上 手続を行うことについての返答書

【発布機関】国家税務総局
 【発布番号】国税函〔2008〕929号
 【発布日】2008-11-19
 【法令全文】下記のURLをクリックしてください。
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/8693402.html>

- 关于外国政府等在我国设立代表机构免税审批程序有关问题的通知

【发布单位】国家税务总局
 【发布文号】国税函〔2008〕945号
 【发布日期】2008-11-21
 【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/8711854.html>

- 外国政府等による中国における代表機関設立の 免税審査許可手続についての通知

【発布機関】国家税務総局
 【発布番号】国税函〔2008〕945号
 【発布日】2008-11-21
 【法令全文】下記のURLをクリックしてください。
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/8711854.html>

- 关于加强非居民企业来源于我国利息所得扣缴企业所得税工作的通知

【发布单位】国家税务总局
 【发布文号】国税函〔2008〕955号
 【发布日期】2008-11-24
 【实施日期】2008-01-01
 【提示】根据该通知，在以下情形下，利息支付机构应按照《企业所得税法》及其

- 非居民企業の中国を源泉とする利息所得から企業所得税を控除する業務を強化することについての通知

【発布機関】国家税務総局
 【発布番号】国税函〔2008〕955号
 【発布日】2008-11-24
 【施行日】2008-01-01
 【コメント】本通知によると、次の状況に該当する場合、利息支払機関は「企業所得税法」及

实施条例规定代扣代缴企业所得税：

1. 中国金融机构向境外外国银行支付的贷款利息；
2. 中国境内外资金融机构向境外支付的贷款利息；
3. 中国境内机构向中国的银行的境外分行支付的贷款利息。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/8712145.html>

● 关于跨地区经营外商独资银行汇总纳税问题的通知

【发布单位】国家税务总局

【发布文号】国税函〔2008〕958号

【发布日期】2008-11-26

【实施日期】2008-01-01

【提示】根据该通知：

1. 由外国银行在中国设立的分行改制而成的跨地区经营外商独资银行，其所属跨地区经营分支机构，应按照《跨地区经营汇总纳税企业所得税征收管理暂行办法》的规定就地预缴企业所得税。
2. 对外商独资银行当年新设立的跨地区经营分支机构，因总机构无法获得新设分支机构上年度的经营收入、职工工资和资产总额三个因素的相关数据而未分配税金的，新设分支机构在次年上半年可不就地预缴企业所得税。
3. 该通知下发之前，外商独资银行总行没有向所属的跨地区经营分支机构分配应就地预缴税款的，所属的跨地区经营分支机构在以后预缴期间不再就地补缴。外商独资银行2007年新设立的跨地区经营分支机构，已就地预缴企业所得税的，在以后预缴期间也不再进行调整。
4. 其他跨地区经营汇总纳税企业，符合该通知情况的，参照执行。

【相关法令全文】请点击以下网址查看：

关于跨地区经营外商独资银行汇总纳税问题的通知

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/8712186.html>

跨地区经营汇总纳税企业所得税征收管理暂行办法（国税发〔2008〕28号）

<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480513/n480902/7634899.html>

びその实施条例の規定に基き、企業所得税を源泉徴収しなければならない。

1. 中国の金融機関が国外の外国銀行に支払う貸付利息。
2. 中国の国内の外資金融機関が国外に支払う貸付利息。
3. 中国の国内機関が中国の銀行の国外支店に支払う貸付利息。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/8712145.html>

● 地域を跨ぎ経営する外商独資銀行の集計納税についての通知

【発布機関】国家稅務總局

【発布番号】国税函〔2008〕958号

【発布日】2008-11-26

【施行日】2008-01-01

【コメント】本通知によると次の通りである。

1. 外国銀行が中国に設立した支店が所有制改革をし成立した地域を跨ぎ経営する外商独資銀行、その傘下の地域を跨ぎ経営する分支機関は、「地域を跨ぎ経営し集計納税する企業所得税徴収管理暫定弁法」の規定に基き、その地で企業所得税を事前に納付しなければならない。
2. 外商独資銀行が当年に新規設立した地域を跨ぎ経営する分支機関に対しては、本店が新規設立した分支機関の前々年度の売上高、従業員の賃金及び資産総額の3つの要素の関係数値を入手できずに税金を配分することができない場合、新設した分支機関は翌年度上半期はその地で企業所得税を事前納付しなくてもよい。
3. 本通知が通達されるまでは、外商独資銀行本店が所属する地域を跨ぎ経営する分支機関にその地で事前納付する税金を配分していない場合、所属する地域を跨ぎ経営する分支機関は以降の事前納付期間中にその地で事前納付を行わない。外商独資銀行が2007年に新規設立した地域を跨ぎ経営する分支機関が、すでにその地で企業所得税を事前納付している場合、以降の事前納付期間においても調整を行わない。
4. その他地域を跨ぎ経営し集計納税する企業が、本通知の状況に適合する場合、これを参照し執行する

【関係する法令全文】下記の URL をクリックしてください。
地域を跨ぎ経営する外商独資銀行の集計納税についての通知

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/8712186.html>

地域を跨ぎ経営し集計納税する企業所得税徴収管理暫定弁法(国税発[2008]28号)
<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480513/n480902/7634899.html>

● 关于高新技术企业 2008 年度缴纳企业所得税问题的通知

【发布单位】国家税务总局

【发布文号】国税函〔2008〕985 号

【发布日期】2008-12-02

【提示】该通知对经认定已取得“高新技术企业证书”的企业办理 2008 年度企业所得税有关事宜明确如下：

1. 按 15% 的税率办理税款预缴；
2. 2008 年以来已按 25% 税率预缴税款的，可就 25% 与 15% 税率差计算的税额，在 2008 年 12 月份预缴时抵缴应预缴的税款。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/8712467.html>

● ハイテク企業 2008 年度企業所得税納税についての通知

【発布機関】国家税務総局

【発布番号】国税函[2008]985 号

【発布日】2008-12-02

【コメント】本通知はすでに認定を受け、「ハイテク企業証書」を取得した企業が 2008 年度の企業所得税の手続を行うことについて次のように明確にしている。

1. 15% の税率で税金の事前納付手続を行う。
2. 2008 年から 25% の税率で税金を事前納付している場合、25% と 15% との税率差で計算した税額は、2008 年 12 月分の事前納付を行う際に事前納付する税金と相殺する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/8712467.html>

● 关于银行建立小企业金融服务专营机构的指导意见

【发布单位】中国银行业监督管理委员会

【发布文号】银监发〔2008〕82 号

【发布日期】2008-12-01

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.cbrc.gov.cn/chinese/home/jsp/docView.jsp?docID=2008120559CEA8775149B18DFFC5EA3387043500>

● 銀行が小型金融サービス専門取扱機関を設立することについての指導意見

【発布機関】中国銀行業監督管理委員会

【発布番号】銀監発[2008]82 号

【発布日】2008-12-01

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.cbrc.gov.cn/chinese/home/jsp/docView.jsp?docID=2008120559CEA8775149B18DFFC5EA3387043500>

● 关于印发《商业银行并购贷款风险管理指引》的通知

【发布单位】中国银行业监督管理委员会

【发布文号】银监发〔2008〕84 号

【发布日期】2008-12-06

【实施日期】2008-12-06

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.cbrc.gov.cn/chinese/home/jsp/docView.jsp?docID=20081209D8E013330FDF1498FFE8080300CB6500>

● 「商業銀行買収合併貸付リスク管理指針」を印刷配布することについての通知

【発布機関】中国銀行業監督管理委員会

【発布番号】銀監発[2008]84 号

【発布日】2008-12-06

【施行日】2008-12-06

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.cbrc.gov.cn/chinese/home/jsp/docView.jsp?docID=20081209D8E013330FDF1498FFE8080300CB6500>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、相关新信息

● 商务部反垄断局负责人就经营者集中反垄断审查有关问题答记者问

日前，商务部反垄断局局长尚明就经营者集中反垄断审查有关问题回答了记者的提问。主要内容包括：

受理标准	《国务院关于经营者集中申报标准的规定》
申报材料	《反垄断法》第 23 条对此进行了原则性规定，目前反垄断局正在制定相关配套法律文件进行细化规定。 - 在配套文件出台前，目前可通过以下方式进行操作： - 申报方可参考《外国投资者并购境内企业反垄断申报指南》中的申报材料清单准备申报材料； - 商务部对经营者集中案件实行申报前磋商制度；申报方可以向反垄断局提出商谈或磋商申请； - 反垄断局收到材料后经审核不符合要求的，会通知申报方需补充的材料。
立案通知	- 相关法规没有规定； - 实践中反垄断局会以适当的方式包括采取口头通知的方式告知申报方。
审查	- 为期 30 天的初步审查阶段； - 为期 90 天的进一步审查（非必经程序；必要时还可延长 60 天）。
审查结果	- 禁止； - 不予禁止；包括无条件批准和附加限制性条件批准。针对具体案件对相关市场竞争造成的损害不同，商务部可以附加以下三类限制性条件： - 结构性救济，即强制交易方对其部分资产进行剥离； - 行为性救济，即禁止并购企业从事某种可能产生排除或限制竞争效果的滥用行为； - 混合型救济，前两种条件的结合。
审查结果的发布	- 禁止经营者集中的决定、或者对经营者集中附加限制性条件的决定及时向社会公布； - 其他决定，只通知申报方。

备注：查阅答记者问以及相关规定的全文，请点击以下网址：

二、関連する新情報

● 商務部独占禁止局責任者が事業者の集中の独占禁止審査について記者からの質問に回答した

先頃、尚明商務部独占禁止局局長は事業者の集中の独占禁止審査に関する事項について、記者からの質問に回答したが、主な内容は次の通りである。

受理基準	「事業者の集中の申告基準についての国務院による規定」
申告資料	「独占禁止法」第 23 条はこれについて原則的な規定を行っており、現在、独占禁止局は細分化した規定を行うための関連する法律文書を制定している。 - 関連文書が公布されるまで、現在、次の方式により取扱いが可能である。 - 申告者は「外国投資者が国内企業を買収合併することについての独占禁止申告指針」における申告資料リストを参考にして申告資料を準備できる。 - 商務部は事業者の集中案件について、申告前に話し合う制度を実施する。申告者は独占禁止局に商談又は話し合いの申請を行うことができる。 - 独占禁止局は資料を受け取った後、審査許可の結果、要求を満たさないものについては、申告者に補足資料が必要だという通知を行う。
立件通知	- 関係法規には規定がない。 - 実践において、独占禁止局は適切な方式により、申告者に口頭での通知を含めた通知を行う。
審査	- 期間を 30 日とする初步的な審査段階。 - 期間を 90 日とする更なる審査。（必須手順ではなく、必要に応じて 60 日延長できる。）
審査結果	- 禁止する。 - 禁止しない。無条件での許可と制限的条件のある許可を含む。具体的な案件について、かかる市場競争にもたらされる損害ごとに、商務部は以下の 3 通りの制限的条件を附加することができる。 - 構造的救済。即ち、取引者にその一部の資産を剥脱するよう強制する。 - 行為的救済。即ち、買収合併企業がある種の競争効果を排除し又は制限するおそれのある濫用行為を行うことを禁止する。 - 混合型救済。前の 2 つの条件をあわせたもの。
審査結果の公表	- 事業者の集中を禁止する決定、又は事業者の集中に制限的条件を附加する決定は、遅滞なく社会に公表する。 - その他の決定は、申告者だけに通知する。

備考：記者への回答及び関係規定の全文をご覧になる場合は、下記の URL をクリックしてください。

商务部反垄断局负责人就经营者集中反垄断审查有关问题答记者问

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/zhengcejd/bj/200811/20081105906893.html>

反垄断法

http://www.gov.cn/flfg/2007-08/30/content_732591.htm

外国投资者并购境内企业反垄断申报指南

<http://tfs.mofcom.gov.cn/aarticle/bb/200704/20070404597464.html>

(摘自 2008 年 11 月 21 日商务部网站)

● 中国将允许在华外资银行在银行间市场交易债券

第五次中美战略经济对话，在宏观经济合作及金融服务业、能源与环境合作、贸易和投资、食品和产品安全、国际经济合作等五个领域达成 40 项成果。其中包括：

1. 中方将允许在华外资法人银行基于同中资银行相同的待遇，为其客户或自身在银行间市场交易债券。
2. 尽管中国对外资银行实行短期外债余额指标管理，但将在特殊情况下允许符合条件的外资银行临时性通过海外关联机构担保或贷款方式增加其流动性。

查阅《第五次中美战略经济对话成果情况说明》全文，请点击以下网址：

<http://www.fmprc.gov.cn/chn/zxxx/t473488.htm>。

(摘自 2008 年 12 月 05 日外交部网站)

● 2009 年经济工作五大重点

日前，中国中央经济工作会议闭幕，提出了 2009 年经济工作五大重点。其中包括：

1. 加强和改善宏观调控，实施积极的财政政策和适度宽松的货币政策。
2. 巩固和发展农业农村经济好形势，保障农产品有效供给、促进农民持续增收。
3. 加快发展方式转变，推进经济结构战略性调整。
4. 深化改革开放，完善有利于科学发展的体制机制。
5. 着力解决涉及群众利益的难点热点问题，切实维护社会稳定。

(摘自 2008 年 12 月 10 日中国政府网)

商务部独占禁止局责任者による事業者の集中の独占禁止審査について記者からの質問への回答

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/zhengcejd/bj/200811/20081105906893.html>

独占禁止法

http://www.gov.cn/flfg/2007-08/30/content_732591.htm

外国投資者が国内企業を買収合併することについての独占禁止申告指針

<http://tfs.mofcom.gov.cn/aarticle/bb/200704/20070404597464.html>

(2008 年 11 月 21 日付の商务部ウェブサイトより抜粋)

● 中国は中国における外資銀行が銀行間市場で債券を取引することを認める

第五次中米戦略経済対話は、マクロ経済の提携及び金融サービス業、エネルギーと環境の提携、貿易と投資、食品と製品の安全性、国際経済提携等の 5 つの分野で 40 項目の成果を収めた。具体的には次の通りである。

1. 中国は、中国における外資法人銀行が中国資本銀行と同一の待遇にあるという前提で、そのクライアントと自身のために銀行間市場において債券を取引することを認める。
2. 中国は外資銀行に対し、短期外債残高指標管理を実施するが、特殊な状況において、条件を満たす外資銀行が一時的に海外関連機関の保証又は貸付の方式を通しその流動性を増やすことを認める。

「第五次中米戦略経済対話成果状況の説明」の全文をご覧になる場合は、下記の URL をクリックしてください。

<http://www.fmprc.gov.cn/chn/zxxx/t473488.htm>。

(2008 年 12 月 5 日付の外交部ウェブサイトより抜粋)

● 2009 年経済作業 5 大重点項目

先頃、中国中央経済作業会議が閉幕し、2009 年経済作業 5 大重点項目を提起したが、具体的には次の通りである。

1. マクロコントロールを強化し、改善し、積極的な財政政策と適度に緩和した通貨政策を実施する。
2. 農業農村経済のよき情勢を固め、発展させ、農産物の効果的な供給を保障し、農民の持続的な増収を促進する。
3. 発展方式の転換を加速し、経済構造の戦略的調整を促進する。
4. 改革開放を推進し、科学的発展に有利な体制メカニズムを整備する。
5. 民衆の利益に係わる難点注目事項の解決に尽力し、社会の安定を適切に擁護する。

(2008 年 12 月 10 日付の中国政府ウェブサイトより抜粋)

● 关于在治理商业贿赂专项工作中推进市场诚信体系建设的意见

中央治理商业贿赂领导小组日前印发《关于在治理商业贿赂专项工作中推进市场诚信体系建设的意见》。该意见要求推进市场诚信体系建设，重点做好以下五项工作：

1. 全面建立市场诚信记录信息库。行业主管（监管）部门、司法机关、行政执法部门和公共服务机构、行业组织要根据职责分工，在实施社会管理、提供公共服务和行业服务中，完整、准确、及时地记录企业、个人在经济社会活动中的信用信息，建立和完善信用档案。
2. 加快构建市场信用信息公开共享平台。在各系统市场诚信记录联网的基础上，整合人民银行、工商、税务、海关、商务、质检、公安、法院、财政等部门以及金融机构、公共服务机构掌握的企业信用数据资料，推进部门之间市场诚信记录信息共享，并逐步将其纳入全国统一的企业信用信息基础数据库。
3. 积极培育信用服务市场。要在行政审批、政府采购、资质认定管理以及周期性检验、日常监督、评级评优等工作中，按照授权和规范流程，查询企业信用报告或要求企业提供信用报告，扩大信用评级、信用报告等信用信息的使用范围，培育和形成市场诚信的产品需求。
4. 逐步健全失信惩戒和守信褒扬机制。加大对失信市场主体的惩戒力度，依法实行经济处罚、降低或撤销资质、吊销证照等惩戒方式，限制其市场准入，并对其生产和经营行为实行跟踪监督。鼓励守信行为，在政府采购、纳税、银行信贷、公共服务等活动中优先使用信用良好的企业产品，给守信者提供便利和优惠条件。
5. 营造市场诚信道德文化环境。

查阅该意见全文，可点击以下网址：

http://news.xinhuanet.com/newscenter/2008-12/11/content_10491339_1.htm

（摘自 2008 年 12 月 11 日新华网）

● 商業賄賂個別業務を整備する中で市場誠実信用体系の確立を推進するについての意見

先頃、中央商業賄賂整備指導グループは、「商業賄賂個別業務を整備する中で市場誠実信用体系の確立を推進するについての意見」を印刷発布し、市場誠実信用体系の確立を推進し、重点的に次の 5 項目の業務を遂行することを要求した。

1. 市場誠実信用記録情報バンクを全面的に確立する。業種主管（監督管理）部門、司法機関、行政法執行部門及び公共サービス機関、業種組織は、その職責に基づき社会的管理を実施し、公共サービスと業種サービスを提供する中で、企業、個人が経済的・社会活動における信用情報を完全で正確に遅滞なく記録し、信用資料バンクを確立し整備する。
2. 市場信用情報を公開・共有化するためのプラットフォームの構築を加速する。各系統の市場誠実信用記録がオンラインのもと、人民銀行、工商、税務、税関、商務、品質検査、公安、裁判所、財政等の部門及び金融機関、公共サービス機関が掌握する企業信用データ資料を統合し、部門同士の市場誠実信用記録の情報の共有化を推進し、これを逐次に全国の企業信用情報基礎データバンクに統合させる。
3. 信用サービス市場を積極的に育成する。行政審査許可、政府調達、ライセンス認定管理及び定例検査、日常監督、格付評価などの業務において、授權と規範の手順に基づき、企業の信用報告書を照合し又は企業に信用報告書を提供させ、信用格付け、信用報告書などの信用情報の使用範囲を拡大させ、市場誠実信用プロダクトの要求を育成し形成させる。
4. 信用喪失に対する懲戒制度と信用守りに対する褒美制度を逐次に整備する。信用を喪失した市場主体に対する懲戒を強化し、法に従い経済的処罰を与え、ライセンスの等級を下げ又は撤廃し、許可証等を取り消すなどの懲戒方法を取り、その市場参入を制限し、その生産と経営行為に対し監督を続ける。一方で、信用守り行為を奨励し、政府調達、納税、銀行融資、公共サービス等の活動において信用良好な企業の製品を優先的に使用し、信用者に利便と優遇条件を提供する。
5. 誠実、信用、道德の市場文化環境を营造する。

本意見の全文をご覧になる場合は、下記の URL をクリックしてください。

http://news.xinhuanet.com/newscenter/2008-12/11/content_10491339_1.htm

（2008 年 12 月 11 日付の新華網より抜粋）

● 简析商业贿赂的刑事责任及相关法律

中国越来越重视构建良好有序的市场竞争秩序，并出台了一系列禁止商业贿赂的规定。近期，中国最高人民法院、最高人民检察院又颁布了《关于办理商业贿赂刑事案件适用法律若干问题的意见》（以下简称“《意见》”），《意见》对商业贿赂刑事案件适用法律的若干问题进行了明确规定。结合《意见》相关规定，对于商业贿赂的刑事责任及相关法律规定，律师简要分析如下。

综合中国法律的相关规定，通常认为，商业贿赂是指经营者以排斥竞争对手为目的，为使自己在销售或购买商品或提供服务等业务活动中获得利益，而采取的向交易相对人及其职员或其代理人提供或许诺提供某种利益，从而实现交易的不正当竞争行为。

商业贿赂作为中国法律规定的违法行为，根据行为情节和对社会危害程度等，可以分为“一般违法”和“违法犯罪”。其中，对于构成“一般违法”的商业贿赂，由《反不正当竞争法》（1993 年）、《关于禁止商业贿赂行为的暂行规定》（1996 年）等法律法规进行规范，由监督检查部门（通常为工商部门）对违法经营者处以行政处罚（通常处以 1 万元以上、20 万元以下的罚款；有违法所得的，予以没收）。

而对于构成“违法犯罪”（即，需承担刑事责任）的商业贿赂，主要由《刑法》（1997 年）以及《刑法修正案（六）》（2006 年）等进行规范。对于构成商业贿赂的违法犯罪行为的主要（常见）罪名、相关规定以及法律后果（刑事责任），律师简要整理如下：

主要罪名	相关规定	法律后果（刑事责任）
非国家工作人员受贿罪（刑法第 163 条）	- 公司、企业或者其他单位的工作人员利用职务上的便利，索取他人财物或者非法收受他人财物（数额较大或者巨大的），为他人谋取利益。 - 公司、企业或者其他单位的工作人员在经济往来中，利用职务上的便利，违反国家规定，收受各种名义的回扣、手续费（数额较大或者巨大的），归个人所有的。	- 数额较大的，处 5 年以下有期徒刑或者拘役。 - 数额巨大的，处 5 年以上有期徒刑，可以并处没收财产。

● 商業賄賂の刑事責任及び関係法律の簡潔な分析

中国は良好で秩序ある市場の競争の形成を益々重要視し、商業賄賂を禁止する一連の規定を公布した。先頃、中国最高人民法院、最高人民検察院は、「商業賄賂刑事案件の処理に適用する法律についての意見」（以下「意見」という）を新たに公布したが、「意見」は商業賄賂刑事案件にて適用する法律の若干事項について明確な規定を行っている。「意見」の関係規定とあわせ、商業賄賂の刑事責任及び関係法律規定に対し、筆者は次の通り簡潔に分析する。

中国法律の関係規定とあわせると、通常、商業賄賂とは事業者が競争相手を排斥する目的で、自己が商品販売し又は購入し、或いは役務を提供する等の業務活動において利益が得られるようにするため、取引相手及びその職員又はその代理人にある種の利益を提供し又は承諾することにより、取引の不正競争を実現する行為をいう。

商業賄賂は中国法律に定める違法行為として、行為の情状及び社会への危害の度合い等に基づき、「一般的な違法」と「違法犯罪」とに分けることができる。そのうち、「一般的な違法」を構成する商業賄賂に対しては、「不正競争防止法」（1993 年）、「商業賄賂行為を禁止することについての暫定規定」（1996 年）等の法律法規により規範化が行われ、監督検査部門（通常は工商部門）は違法な事業者に対し行政処罰を行う。（通常、1 万元以上、20 万元以下の罰金が科され、違法所得がある場合には、これを没収する。）

「違法犯罪」（即ち、刑事責任を負うもの）を構成する商業賄賂に対しては、主に「刑法」（1997 年）及び「刑法修正案（六）」（2006 年）等により規範化される。商業賄賂を構成する違法犯罪行為の主な（よく見られる）罪名、関係規定及び法的結末（刑事責任）について、筆者は下表にまとめた。

主な罪名	関係規定	法的結末（刑事責任）
非国家職員収賄罪（刑法第 163 条）	- 会社、企業又はその他法人の職員が職務上の利便を利用し、他人の財物を請求し、又は他人の財物（金額が大きく又は巨額）を不法に受領し、他人のための利益を追求する。 - 会社、企業又はその他法人の職員が経済取引において、職務上の利便を利用し、国の規定に違反し、各種名目のリベート、手数料（金額が大きく又は巨額）を受取り、個人の所有とする。	- 金額が大きい場合、5 年以下の有期徒刑又は拘留に処する。 - 金額が巨額である場合、5 年以上の有期徒刑に処し、同時に財産没収に処することができる。

对非国家工作人员行贿罪（刑法第164条）	- 为谋取不正当利益，给予公司、企业或者其他单位的工作人员以财物（数额较大或者巨大的）。	- 数额较大的，处3年以下有期徒刑或者拘役。 - 数额巨大的，处3年以上10年以下有期徒刑，并处罚金。 - 单位犯罪的，对单位判处罚金，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，依照上述规定处罚。
----------------------	--	---

备注：

其他还可能涉及的罪名包括受贿罪（刑法第385条）、单位受贿罪（刑法第387条）、行贿罪（刑法第389条）、对单位行贿罪（刑法第391条）、介绍贿赂罪（刑法第392条）、单位行贿罪（刑法第393条）等。

根据上述法律规定，商业贿赂中涉及金额是否达到较大或者巨大，是判断是否构成商业贿赂犯罪、以及判断刑事责任大小的重要标准之一。对于商业贿赂主要罪名的“数额较大”和“数额巨大”的标准，律师简要整理如下：

相关规定	主要罪名	数额较大	数额巨大
《最高人民法院关于办理违反公司法受贿、侵占、挪用等刑事案件适用法律若干问题的解释》（1995年）	非国家工作人员受贿罪	受贿数额5千元至2万元（具体起算点，由各地根据经济水平等自行确定）以上不满10万元	受贿数额10万元以上
《关于经济犯罪案件追诉标准的规定》（2001年）	非国家工作人员受贿罪	受贿数额5千元以上的应当予以追诉	未明确规定
	对非国家工作人员行贿罪	个人行贿数额1万元以上的应当予以追诉 单位行贿数额20万元以上的应当予以追诉	

备注：

《关于经济犯罪案件追诉标准的规定》实际上仅确定了“数额较大”的最低起算点，且未明确规定“数额巨大”的标准。实践中，各地根据当地实际情况，

非国家工作人员受贿罪（刑法第164条）	- 不正な利益を追求するため、会社、企業、又はその他の法人の職員に財物（金額が大きく又は巨額）を与える。	- 金額が大きい場合、3年以下の有期懲役又は拘留に処する。数 - 金額が巨額である場合、3年以上10年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。 - 法人による犯罪の場合、法人に対し罰金を科し、直接に責任を負う主管人員及びその他直接に責任を負う人員に対し、上述の規定に照らして処罰を科す。
---------------------	--	--

備考：

その他考えられ得る罪名には収賄罪（刑法第385条）、法人収賄罪（刑法第387条）、供賄罪（刑法第389条）、対法人供賄罪（刑法第391条）、あつせん収賄罪（刑法第392条）、法人供賄罪（刑法第393条）等がある。

上述の法律規定によると、商業賄賂において金額が大きく又は巨額であるかどうか、商業賄賂犯罪を構成するかどうかを判断し、刑事責任の大小を判断する重要な基準の1つである。商業賄賂の主な罪名の「金額が大きい」及び「金額が巨額である」という基準について、筆者は下表の通り簡潔に整理する。

関係規定	主な罪名	金額が大きい	金額が巨額である
「会社法に違反した収賄、横領、流用等の刑事事件処理に法律を適用することについての最高人民法院による解釈」（1995年）	非国家職員収賄罪	収賄金額が5千元から2万元（具体的な起算点は、各地方自治体が経済水準等に基づき独自で確定する）以上10万元未満	収賄金額が10万元以上
「経済犯罪案件追訴基準についての規定」（2001年）	非国家職員収賄罪	収賄金額が5千元以上の場合、訴追する	明確な規定はない
	非国家職員への供賄罪	個人の供賄金額が1万元以上の場合、訴追する 法人の供賄金額が20万元以上の場合、訴追する	

備考：

「経済犯罪案件追訴基準についての規定」は実際には、「金額が大きい」ことについての最低の起算点しか確定しておらず、「金額が巨額である」ことの基準は明確に

结合《最高人民法院关于办理违反公司法受贿、侵占、挪用等刑事案件适用法律若干问题的解释》等规定,具体确定当地的追诉标准(包括“数额较大”、“数额巨大”的标准,下同)。

虽然有上述规定,但是实践中,认定商业贿赂各项犯罪相关主体,法律规定比较笼统,导致在实际适用时,可能会出现主体界定过宽或者过窄的弊端。因此此次的《意见》特别明确了医务人员、教师、评标委员会等组成人员构成商业贿赂犯罪的刑事责任问题,对此,律师简要整理如下:

主体	构成非国家工作人员受贿罪的行为	备注
医疗机构中的非国家工作人员	- 在药品、医疗器械、医用卫生材料等医药产品采购活动中,利用职务上的便利,索取销售方财物,或者非法收受销售方财物,为销售方谋取利益,构成犯罪的; - 利用开处方的职务便利,以各种名义非法收受药品、医疗器械、医用卫生材料等医药产品销售方财物,为医药产品销售方谋取利益,构成犯罪的。	如果前述人员为国家工作人员(包括国家机关或者其他国有单位的代表),则前述行为将构成受贿罪(刑法第385条)
学校及其他教育机构中的非国家工作人员	- 在教材、教具、校服或者其他物品的采购等活动中,利用职务上的便利,索取销售方财物,或者非法收受销售方财物,为销售方谋取利益,构成犯罪的; - 利用教学活动的职务便利,以各种名义非法收受教材、教具、校服或者其他物品销售方财物,为教材、教具、校服或者其他物品销售方谋取利益,构成犯罪的。	
依法组建的评标委员会、竞争性谈判采购中谈判小组、询价采购中询价小组的组成人员	在招标、政府采购等事项的评标或者采购活动中,索取他人财物或者非法收受他人财物,为他人谋取利益,构成犯罪的。	

は定めていない。実践においては、各地方自治体が当地の実際の状況に基き、「会社法に違反した収賄、横領、流用等の刑事案件処理に法律を適用することについての最高人民法院による解釈」等の規定とあわせ、当地の訴追基準(「金額が大きい」、「金額が巨額である」ことの基準を含み、以下同じ)を具体的に確定する。

上述の規定はあるものの、実践においては、商業賄賂各種犯罪のかかる主体を認定するにあたり、法律の規定が相対的に漠然としていることで、実際に適用する際には、主体の確定が過度に広がり又は狭まってしまうという弊害が生じるおそれがある。したがって、この度の「意見」では医療人員、教師、入札査定委員会等の構成員が構成する商業賄賂犯罪の刑事責任事項について特別に明確化しており、この点について、筆者は下表に簡潔にまとめる。

主体	非国家職員収賄罪を構成する行為	備考
医療機関における非国家職員	- 薬品、医療器械、医療用衛生材料等の医薬製品の調達において、職務上の利便を利用し、販売者側の財物を請求し、又は販売者側の財物を不法に受け取り、販売者側のために利益を追求し、犯罪を構成するもの。 - 処方箋を発行する職務上の利便を利用することで、各種名目で、薬品、医療器械、医療用衛生材料等の医薬製品の販売者側の財物を不法に受け取り、医薬品の販売者側の利益を追求し、販売を構成するもの。	前述の人員が国家職員(国家機関又はその他国有機関の代表を含む)である場合、前述の行為は収賄罪を構成する。(刑法第385条)
学校及びその他教育機関における非国家職員	- 教材、教具、制服又はその他物品の調達などにおいて、職務上の利便を利用し、販売者側の財物を請求し、又は販売者側の財物を不法に受け取り、販売者側の利益を追求し、犯罪を構成するもの。 - 教育活動の職務上の利便を利用し、各種名目で教材、教具、制服又はその他物品の販売者側の財物を受け取り、教材、教具、制服又はその他物品の販売者側の利益を追求し、犯罪を構成するもの。	
法に照らして結成された入札査定委員会、競合交渉での調達の交渉グループ、見積依頼による調達の見積依頼グループの構成員	入札募集、政府調達等の事項の入札査定又は調達活動において、他人の財物を請求し、又は他人の財物を不法に受け取り、他人のために利益を追求し、犯罪を構成するもの。	

结合前述分析,对于存在严重社会危害性的商业贿赂行为(违法犯罪行为),中国纳入了刑法的调整范畴,法律后果(刑事责任)较为严重。因此,律师认为,经营者在市场经营、商业交易过程中,有必要明确合法的经营行为、构成“一般违法”的商业贿赂、以及构成“违法犯罪”的商业贿赂之间的区别和界限,谨慎处理,以最大程度避免承担相关法律责任(包括刑事责任)。

备注:请点击以下网址,查看相关法令的全文内容:
《刑法》

<http://www.mps.gov.cn/n16/n1282/n3493/n3763/n493954/494322.html>

《刑法修正案(六)》

http://www.gov.cn/flfg/2006-06/30/content_323253.htm

《关于办理商业贿赂刑事案件适用法律若干问题的意见》

<http://www.court.gov.cn/news/bulletin/release/200811250005.htm>

(里兆律师事务所 2008 年 12 月 12 日整理编写)

前述的分析をあわせると、深刻な社会的危害のある商業賄賂行為(違法犯罪行為)は、中国では刑法の適用範囲に組み入れられ、法的結末(刑事責任)は相対的に重くなる。したがって、事業者は市場経営、商業取引の過程で、適法な経営行為、「一般的な違法」の商業賄賂及び「違法犯罪」を構成する商業賄賂との区別と定義を明確にし、慎重に取扱うことで、かかる法的責任(刑事責任を含む)を負ってしまうことを極力回避しなければならないと筆者は考える。

備考:関係する法律の全文の内容をご覧になる場合は、下記の URL をクリックしてください。

「刑法」

<http://www.mps.gov.cn/n16/n1282/n3493/n3763/n493954/494322.html>

「刑法修正案(六)」

http://www.gov.cn/flfg/2006-06/30/content_323253.htm

「商業賄賂刑事案件の処理に適用する法律についての意見」

<http://www.court.gov.cn/news/bulletin/release/200811250005.htm>

(里兆法律事務所が 2008 年 12 月 12 日付で作成)